

1 質問と回答（追加分）…P1～P5

※意見や要望も【質問○】で番号標記しています。

2 政令市の就学援助関連事業の状況…P6

1 質問と回答（追加分）

【質問1】 資料2の4ページ：「認定基準額」の根拠となる生活保護基準額の算定にあたって、「基礎控除」「勤労控除」は考慮されていますか。「収入」と「所得」の差が、この控除分と考えていいのでしょうか。

【回答1】 「基礎控除」「勤労控除」は考慮していません。
給与所得については、必要経費に代わるものとして収入金額から給与所得控除額を差し引くものとしています。

【質問2】 「認定基準額」の県内比較、政令指定都市比較にあたって、「基礎控除」「勤労控除」の扱いはどうなっていますか。控除を考慮しているところとしていないところでは、実質的な金額は変わると思います。同一の基準での比較でしょうか。

【回答2】 政令市の認定基準額考え方については同一の基準ではありません。また、県内は把握しておりません。しかし、自治体調査においては、統一した世帯モデルの認定基準額で比較しています。
「認定基準」 ①収入金額のみでの判定…3市（札幌市・仙台市・静岡市）②給与所得控除後の所得金額での判定…16市
③市民税所得割額での判定…1市（福岡市）

【質問3】 資料2の6ページ：支給階層区分と支給率について、第4階層まで100%の支給にした場合、2017年度では、総額としてはどのぐらい増えますか。

【回答3】 約2億1千万円の増額となります。（平成30年度ベースでの試算額）

【質問4】 なぜ階層によって支給率を替える運用になったのですか。このような差をつける意味を教えてください。

【回答4】 合併前の新潟市では、支給総額が年々増額していました。市町村合併により、認定基準が低かった市町村の認定基準が上がることで、更に対象者と支給総額の増額が予測されました。制度を維持していくためにH18年度から比較的収入が多い世帯への支給率を段階的に引き下げ、支給総額の抑制をする運用となりました。

【質問5】 生活の実感として、第1階層と第4階層で、どれだけの差があると考えていますか。

【回答5】 就学援助受給者の階層別の「生活の実感の差」については不明ですが、資料4「学習費等実態調査」P5の学習費の負担度では、階層区分の負担度は平準化されている状況がうかがえます。

【質問6】 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付を行っています。基準として、保護基準の1.7倍としています。そこでは、1.7倍に近いほど、貸付額を下げる運用はされていません。なぜ、そのような運用をされていると考えますか。

【回答6】 社会福祉協議会に確認したところ、倍率は1.5～1.7倍の範囲とするよう国の指示があるとのこと。生活保護基準を活用する福祉制度も様々なものがありますが、各制度で趣旨や性質が異なるため、単純な比較は難しいものと思われま

【質問7】 資料2の8ページ：市独自制度奨励費ができた背景（導入時期、学用品費や校外活動費への加算が必要になったことなど）を教えてください。また、柔道着を35校は学校経費で用意しているとありますが、用意できていない学校21校へはどのような対応をしていますか。

【回答7】 市独自制度奨励費の導入時期は不明ですが、H18年度に中学校分が2,000円から4,000円に増額されました。拡充理由として、中学校の教材費等の支出が増えていることによるものと思われま

【質問8】 資料2の8ページ：新入学学用品費が、文科省の示す「要保護児童生徒援助費補助 金予算単価」と比べて、低く設定していますが、この意図を教えてください。

【回答8】 財政的な問題もあり、直ぐに国の示す単価には連動していません。他都市の状況や聴取会議での意見などを参考にしながら、今後検討していきます。

【質問9】 資料2の8ページ：学校給食費の支給基本額は、実費額とありますが、支給に上限はなく実費全額が支給されていると考えてよいでしょうか。

【回答9】 そのとおりです。

【質問10】 資料2の11ページ：認定率の低下の説明について、「国民生活基礎調査」の児童のいる世帯の所得の推移から、世帯所得の増加を挙げていましたが、新潟市でみた場合も、同じような傾向はみられますか。また、ひとり親世帯では、所得はどのように推移していますか（全国、新潟市）。

【回答10】 新潟県家計調査年報からも全体の傾向として増加傾向と思われれます。ひとり親世帯の所得についてはデータがないため把握していません。

【質問11】 資料2の12ページ：支給率は「限られた予算でより必要な世帯に厚く支援できる」とありますが、1.1倍から1.3倍の支給率を下げないと、1.0倍の支給が滞ってしまう状況ということでしょうか。また、「厚く」とありますが、他の自治体と比べて、対象費目の少なさ、給付額の低さが挙げられますが、こういった点を「厚く」と捉えていますか。

【回答11】 他の市町村と比べて「厚く」ということではなく、限られた予算の中で、世帯所得の状況に応じて傾斜支給することで、支援が必要な世帯にはより支給額の配分を厚くしていると考えています。

【質問12】 資料2の14ページ：平成22年8月の事業仕分けで外部評価委員（の意見）から、支給階層を変えたとありますが、どのような意見があったか教えてください。その意見と支給率導入の関係も教えてください。

【回答12】 「財源確保を含め制度自体どのようにしたら維持可能か検討すべき」「常時見直しを考え、定額支給の額は適正かを常時チェックする」などの意見がありました。また、階層と支給率は合併後のH18年度から導入が始まっています。

【質問13】 兄弟の場合、それぞれに申請が必要な理由は何ですか。世帯の所得で対象が決まるのであるなら、兄弟1人から申請が出た段階で兄弟みなへの対応が可能になるのではないのでしょうか。例えば、兄が申請して認められて、弟は申請しなかったから支給しないということは、ありうるのか。

【回答13】 支給申請は個人の意思に基づく公法行為となります。申請がない場合は、支給できません。学校では申請漏れ防止のため、兄弟関係がある児童生徒の申請状況を把握しています。しかし、兄弟で学校が異なる場合は申請状況の把握は困難になります。申請漏れと申請者の負担軽減のため、申請用紙に複数の児童生徒の氏名が記入できないか検討していきます。

【質問14】 所得状況の把握のしかたについて、新潟市では「世帯員全員（世帯分離している者を含む）」ですか。県内でこうした把握が一般的ですか。「住民票上の世帯員のみで世帯分離している者は含まない」とすると、わかりやすくなりませんか。

実態調査の家計力のところで、正確に把握できていないように（家計力80%以下でも申請を断られている人がいる、無回答等が22%）、各世帯がどの範囲で、申請すべき収入と捉えているかがあいまいになっているので、ここが明瞭になるやり方の検討が必要だと考えます。

【回答14】 当市の就学援助制度の所得状況の把握は生活保護法に規定する「世帯」のとらえ方を採用し、公平性を期しています。具体的には「実際に同一の住居で生計を同じにしている者」で、単身赴任など住所を一にしていない世帯分離者を含みます。

確かに住民票で世帯員の所得を把握する方が明確ですが、法の理念に基づいて制度を運用しています。また、他都市でも当市と同様の運用が多い状況です。相模原市や堺市では住民票での所得状況を利用しています。

【質問15】 就学援助の案内をみると、支給時期は後払いです。低所得世帯ほど、経済的な余裕がないと考えます。前払い、もしくは学校長払いでの対応ができるようにできないか。

【回答15】 前払いで給付した場合は、学校給食費等で精算行為が必要となり、事務量が大幅に増えるため、現在のところ前払いはできない状況です。受給者の諸校費滞納がある場合、校長口座へ就学援助給付額を振り込む「滞納委任制度」を行っています。

【質問16】 世帯類型別（核家族、三世代家族、ひとり親）の集計は可能ですか。

例えば、ひとり親世帯を抽出して、「3 集計結果」と同様の結果を示してほしい。可能であれば、核家族、三世代家族、ひとり親をそれぞれ出してほしい。

【回答16】 世帯類型種別の集計はしていません。アンケート集計の契約委託期間が満了しているため、追加集計は難しい状況です。

【質問17】 資料4の7ページ：「申請を忘れていた」に対して現在、どのような対応を行っていますか。

【回答17】 随時、申請受付をしています。また、毎年、10月頃に再度、制度案内のチラシを全児童・生徒へ配布しています。

【質問18】 資料4の23ページ：家計力が130%以下であっても、申請さえしていない世帯が一定数います。こうした世帯への対応をどう考えていますか。

【回答18】 案内チラシの年2回配布を行うとともに、就学援助の受給が必要と思われる保護者に対して、学校から申請を促していただくよう引き続き依頼していきます。また、制度周知の効果的な方法を検討していきます。

【質問19】 実際の学校給食費の支給状況を数値で示してほしい。スクールランチの学校の生徒について満額を受けている割合、そうではない割合を示してほしい。

【回答19】 下記のとおりです。

○スクールランチ27校 支給状況(H29)

階層(支給率)	認定者数	支給総額	90%以上支給対象者	90%以上率	90%未満
第1階層(100%支給)	2,015人	88,134,253円	(56,902円以上) 708人	35.1%	64.9%
第2階層(75%支給)	335人	11,455,690円	(42,676円以上) 129人	38.5%	61.5%
第3階層(50%支給)	321人	7,253,704円	(28,451円以上) 138人	43.0%	57.0%
第4階層(25%支給)	275人	3,170,976円	(14,225円以上) 105人	38.2%	61.8%
合計	2,946人	110,014,623円	1,080人	36.7%	63.3%

○説明：就学援助の学校給食費のデータからスクールランチ校における階層別支給総額を集計しました。
スクールランチを90%以上食べている生徒数を満額を受けている割合として、抽出し集計しました。

※スクールランチ年額(平均)@345.49円×183日≒63,224円

政令市の就学援助関連事業の状況

大区分	小区分	事業概要	新潟市 実施	政令市 実施数
学習支援	学力向上支援	少人数学級などによる学力向上支援	○	19
	不登校児童生徒学習支援	不登校児童生徒を対象とした学習支援	○	19
	生活困窮世帯学習支援	生活保護世帯等を対象とした学習支援	○	17
	放課後等学習支援	放課後や休日等の学習支援	○	16
	学習サポーター配置	授業をサポートする人員の配置	○	15
	ひとり親家庭学習支援	ひとり親家庭を対象とした学習支援	○	12
	外国人向け学習支援	外国人児童生徒を対象とした日本語学習支援	○	9
	児童養護施設入所児童の学習支援	施設入所児童を対象とした学習支援		3
経済的 支援	就学援助	生活困窮世帯の学用品費等の経費補助	○	19
	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級等の児童生徒の学用品等経費補助	○	19
	通学費用助成	通学に係るバス代や鉄道代の一部を補助	○	13
	検定受験補助	英検や漢検などの受験料を補助		2
	塾等費用助成	学習塾や家庭教師などにかかる費用の一部を補助		1
	学童服購入助成	生保や就学援助受給世帯の児童生徒への学童服購入補助		1
居場所の 提供	放課後児童クラブ(学童保育)	日中に保護者がいない児童の授業終了後の居場所の提供	○	19
	子どもの居場所づくり(直営)	放課後等に小学校施設等を活用した居場所の提供	○	14
	子どもの居場所づくり(活動支援)	子ども食堂など居場所情報提供、相談窓口やサポート人材の配置	○	11
	子どもの居場所づくり(経費補助)	子どもの居場所づくりに取り組む団体への経費補助	○	11